

緊急事態宣言延長に伴う学会活動自粛のお知らせ

実践経営学会会長 夏目 重美

本日、5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、4月7日に発令した緊急事態宣言につき、5月末日までの延長を正式決定いたしました。

実践経営学会は、前会長、井形 浩治先生、並びに新常任理事の先生方とともに、刻々と変化する状況を見定めつつ、慎重かつ可能な範囲での本部事務の引継ぎ業務、並びに新年度業務の部分的実施を続けて参りましたが、このほど、緊急事態宣言延長の決定を受け、下記のとおり学会活動の自粛と関連措置を決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。全国の会員各位におかれましては、研究・報告・交流機会の減少等、多大なるご不便とご迷惑をおかけいたしますが、感染防止に向けての不可欠の措置であることをご理解いただき、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。なお状況の変化に応じて、下記事項を見直し、変更する場合も生じ得ますので、その際には重ねてご理解、ご寛容賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 学会本部活動の自粛：

令和2年4月1日より同年9月31日までの期間、原則として学会本部業務を自粛する。常任理事会については、必要に応じてEメール、オンライン等により開催する。

2. 名古屋経済大学開催予定の全国大会の中止：

令和2年9月4日～6日に開催予定の「第63回全国大会(名古屋経済大学 佐藤 敏昭実行委員長)」は中止する。なおこれに伴い、学会ホームページ並びに同封の「会報第1号」掲載済の関連情報を削除する。なお、「第63回全国大会」代替日開催の可否は、状況を見極めつつ再検討する。

3. 支部会活動の自粛：

各支部会活動は、本部活動と同じく令和2年4月1日より同年9月31日までの期間、原則として自粛する。なお、各支部会の実施予定活動の自粛の有無は、地域による感染状況の違いを配慮し、各支部会長の判断に委ねる。仮に活動を実施する場合には、感染防止対策を十分に講じることを前提とする。

4. オンラインフォーラム開催の検討：

オンラインによる 仮題「新型コロナウイルス感染症と実践経営」の開催可能性を検討する。

5. 学会年会費徴収期限の猶予：

学会年会費徴収期限を6ヶ月間猶予する。なお、活動自粛に伴う「会費減額(案)」を検討する。

6. 機関誌・会報の発行：

- ・機関誌『実践経営第57号』は発行する。
- ・『会報』は発行する。なお『会報第1号』(4月下旬完成済)は同封する。

7. 令和2年度学会賞の延期措置：

令和2年度学会賞選定は行わず、応募期間を延期し、令和3年度と合わせて実施する。

8. その他：

常任理事会決定に基づく今後の周知事項は、原則として学会ホームページ上に掲載する。

以上